

各種委員会の事業活動に係る費用弁償等に関する要領

2020年9月23日

(第2回理事会承認予定)

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「本県協会」という。）の定款第4条に定める事業を行う場合、その活動に従事する運営スタッフに対する費用弁償等の額並びにその支給について、予算の範囲内で必要な事項を定める。

(運営スタッフ)

第2条 この要領において、運営スタッフとは、専門委員会・種別委員会・専務理事直轄事業等に定める事業活動の運営に従事する本県協会役員、委員会役員、委員会スタッフ、審判員、講師、アルバイト等の事業実施に必要な関係者をいう。

(費用弁償等として支払う費用・対象事業)

第3条 この要領において、費用弁償等として支給する費用は、以下の通りとする。

- (1) 諸謝金
- (2) 旅 費
- (3) 賃借料
- (4) 賃 金
- (5) 会議費

2 対象事業及び費用の支給限度額は、対象事業並びに支給額一覧表（様式1-1.2）の通りとし、各委員会が定める。

(諸謝金)

第4条 諸謝金は、指導者、審判員、マッチコミッショナー、ドクター、講師に対して支払う。なお、外部講師への謝金は、その講師が所属する組織の規定に準じた金額を支払う。

(旅費)

第5条 旅費は、事業活動に従事する運営スタッフに対して支払う。

- 2 利用する交通機関は、原則として自家用車、鉄道、バス、船舶、飛行機とする。なお、当該委員長が必要と認めた場合には、タクシーを利用することが出来る。
- 3 経路は、特別な事情を除き、最も合理的且つ経済的な経路を選択する事とする。

(賃借料)

第6条 賃借料は、事業活動に際して必要な施設・物品の借用料とする。

(賃金)

第7条 賃金は、事業活動に従事する運営スタッフに対して日当として支払う。

(会議費)

第8条 会議費は、会議日当、会議交通費、会議弁当代、会議飲料代として会議出席者に対して支払う。

(施行)

第9条 この要領により各委員会が定めた支給額等は、理事会の決議を経て施行するものとする。

(要領の改廃)

第10条 この要領の改正・廃止は、理事会の決議を経て行うものとする。

様式1-1. 1-2 (第3条2項関係) 対象事業並びに支給額一覧表

附 則

(施行期日) この要領は、2020年4月1日から施行する。